

令和2年 第4回

士幌町議会臨時会議案

令和2年11月24日

- 議案第 1 号 士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 3 号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一
部を改正する条例案

士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のため
の固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一
部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

- (1) 士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年条例第28号）第 1 条
- (2) 士幌町企業立地促進条例（平成21年条例第29号）第 2 条第 1 号

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年10月 1 日から適用する。

説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 2 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末手当について改定するため、条例を改正するものである。

議案第 3 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 士幌町長等の給与等に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第 2 条 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

一般職の職員の期末手当の支給率引き下げを考慮し、士幌町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。